

充電設備設置に係る仕様

電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車が利用できる充電設備（以下「充電器」という。）を設置する場合は、以下の仕様等を満たすこと。

○ 充電設備の仕様

- コネクタ規格は SAE J1772 又は CHAdeMO であること。なお、複数の充電器を設置する倍は、1 基以上、SAE J1772 又は CHAdeMO のコネクタを含むこと。
- 定格出力 3 kW 以上の性能を有していること。
- 利用しやすい形状（ケーブル付等）であること。

○ 設置及び運営に関する事項

- 駐車場内に充電器の設置場所が視認できる看板等を設置すること。
- 駐車場サービスの一環であるため、原則、充電器使用に係る料金は徴収しないこと。
- 災害時には、本市が駐車場の充電器を利用する場合がある。その際は本市の指示に従うこと。

○ 特記事項

- 設置者の責めに帰すべき理由により本市や充電器利用者等に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 一部の利用者が独占的に利用しない運用方法を提案すること。

○ 評価項目

項目	配点
充電器を設置するか。（普通充電器 1 台の場合）	1
2 台設置するか。	1
3 台以上設置するか。	1